

教育資金贈与専用預金

想いを
「かたち」に

まなびのかたち



Point 1

お孫さま等お1人につき
**1,500万円まで
非課税**

Point 2

塾や習い事等も
**500万円まで
非課税**

(23歳以上の場合は、習い事等は対象外となります)

Point 3

ご利用は、お孫さま等が
**30歳未満
までとなります。**

※在学中の場合は40歳未満まで

ご利用いただける方	(曾)祖父母や親などの直系尊属から教育資金を贈与される30歳未満の個人のお客さま ※贈与を受ける日の属する年の前年の合計所得金額が1,000万円以下の方に限ります。 ※在学中の場合は40歳未満までご利用いただけますが、贈与を受けられる年齢は30歳未満までとなります。		
お預入れ期限	2026年3月31日(火)		
口座開設方法	窓口で口座を開設していただきます。 ※(曾)祖父母や親などの直系尊属と教育資金を贈与される30歳未満の個人のお客さまとの間で教育資金贈与契約を締結していただきます。 ※本口座はすべての金融機関でお一人1口座のみ開設可能です。		
お預入れ方法	口座開設店の窓口でお預入れいただけます。※振込によるお預入れも可能です。		
お預入れ金額	10万円以上(1万円単位)	※お預入れは贈与契約後2か月以内で、最終お預入れ期限は2026年3月31日です。	お預入れ限度額 1,500万円
お引出し方法	口座開設店の窓口で随時お引出し可能です。 領収書都度提出扱い 教育資金支払後の領収書等をご提出していただき、お引出しいただく方法です(引出日は領収書等の領収日付から1年以内であることが必要です)。		
	領収書後日提出扱いは新規のお取扱いを中止しております		
お引出し金額	1万円以上(1円単位)	口座開設手数料	1口座あたり 110,000円(消費税込) ※2025年10月1日以降に開設される口座が対象となります。

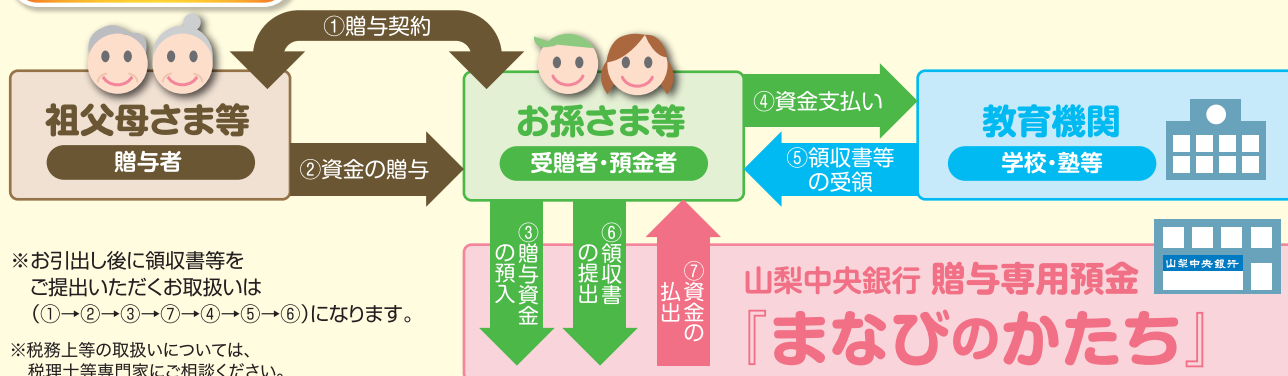
※くわしくは店頭、またはホームページの説明書をご覧ください。

くわしくは山梨中央銀行の窓口
または フリーダイヤルへどうぞ

ふ れ あ い ハ ロ ー に
0120-201862 照会コード 9

〈受付時間〉
月曜日～金曜日 9:00～17:00
(ただし、祝日・12/31～1/3は除きます。)

商品のしくみ



「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」とは？

祖父母さま等がお孫さま等に教育資金をまとめて贈与した場合の贈与税が非課税となる制度です。

祖父母さま等(直系尊属)がお孫さま等(受贈者)に教育資金として金融機関に預ける方法で贈与した場合、最大1,500万円まで贈与税が非課税となります(受贈者お一人さまにつき、当行を含めたすべての金融機関で1口座しかご利用いただけません)。教育資金のお支払いがあった場合、領収書等のご提出があれば作成した口座から教育資金を上限にお引出しいただけます。教育資金であっても、学校等以外(塾など)へのお支払いについては500万円が非課税となります。

契約期間中に贈与者が亡くなられた場合、教育資金の支払いに充てられなかった残額について、受贈者が以下①～③のいずれかに該当する場合を除き、受贈者が贈与者から相続等により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。

ただし、贈与者の死亡時にかかる相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、以下①～③のいずれに該当していても、教育資金の支払いに充てられなかった残高は相続税の課税対象となります。

① 受贈者が23歳未満である場合 ② 受贈者が学校等に在学している場合

③ 受贈者が教育訓練給付金の対象となる教育訓練を受講している場合

また、贈与を受ける方が贈与者の子以外の直系卑属の場合、相続税の2割加算の対象となります。

なお、お孫さま等が30歳に達した日(※)に本口座の契約は終了し、口座の残額はその年の贈与税の対象となります。

※在学中または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は40歳になられた日、または卒業・修了等した年の12月31日までのいずれか早い日

教育資金とされるもの

1. 「学校等」に直接支払われる入学金、授業料その他の金銭で一定のもの

- 入学金、授業料、入園料、保育料や施設設備費
- 学用品の購入費
- 入学・入園試験の検定料
- 修学旅行費や給食費その他学校等における教育に必要な金銭

2. 「学校等以外」に対し、直接支払われる次のような金銭

- 学習塾、そろばん教室などへの役務の提供の対価や施設使用料など
- スポーツ(水泳・野球・サッカー等)や芸術(ピアノ・絵画等)その他の教養向上のための活動に係る指導料など
- 通学定期券代、留学渡航費など

(教育資金に含まれないもの) ・下宿代、部活動で個人が各自で購入した道具に対する費用、社会通念上相当でないものに対する費用(賭博やギャンブルに関するもの等)

※23歳以上のお孫さま等(受贈者)の教育資金の範囲が限定され、学校等や教育訓練給付の支給対象となる教育訓練に係る費用のみとなります(習い事等は対象外となります)。

「学校等」とは

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
- 大学、大学院
- 高等専門学校
- 専修学校、各種学校
- 外国の教育施設のうち一定のもの(国内のインターナショナルスクールを含む)

「学校等以外」とは

※「学校等以外」とは主に「学校等」に含まれない教育活動の場であり、具体的に以下のものがあります。

- 学習(学習塾・家庭教師・そろばん・キャンプ等の体験活動など)
- スポーツ(スイミングスクール、野球チームでの指導など)
- 文化芸術活動(ピアノの個人指導、絵画教室、バレエ教室など)
- 教養の向上のための活動(習字、茶道など)

※本制度の詳細については、文部科学省もしくは国税庁のホームページにて確認してください。

Q1 誰でもこの制度を利用することができますか？

A1 直系尊属である贈与者(曾祖父・祖母・父・母)から、30歳未満の受贈者(お子さま・お孫さま等)への贈与であれば、ご利用になれます。
※贈与を受ける日の属する年の前年の合計所得金額が1,000万円以下の方に限ります。

Q2 父方、母方の祖父母等、複数の贈与者から贈与を受けることは可能ですか？

A2 お孫さま等お1人につき非課税限度額内であれば、複数の方から贈与を受けることは可能です。

Q3 一度に贈与しなければならないのですか？

A3 非課税限度額内であれば、複数回に分けて贈与することも可能です。

くわしくは山梨中央銀行の窓口までお気軽にお問い合わせください。